

加須市の中小企業融資あっせん制度

市では、中小企業者等のみなさまへ経営の安定や設備の充実等に必要な資金としてご利用いただけるよう、低利で長期返済期間を設定した制度融資を設けています。また、制度融資利用者へ保証料助成と利子補給を行っています。

融資の条件等について

融資名	使途	融資限度額	期間（据置）	融資利率	担保	連帯保証人	保証料率
事業資金	運転	2,000万円以内	8年以内（1年以内）	返済期間が 3年以内年1.40% 3年超から5年以内 年1.50% 5年超から12年以内 年1.60%	必要に応じて徴求	原則として個人は不要、ただし法人は保証協会の定めによる	0.45%～1.59%
	設備		12年以内（1年以内）				
不況対策資金	運転	2,000万円以内	8年以内（1年以内）	年1.35%	必要に応じて徴求	〃	〃
特別小口資金	運転	2,000万円以内	8年以内（6箇月以内）	返済期間が 3年以内年1.40% 3年超から5年以内 年1.50% 5年超から12年以内 年1.60%	不要	不要	0.8%以内
	設備		12年以内（1年以内）				
起業家育成資金	運転	3,000万円以内	7年以内（1年以内）	返済期間が 3年以内年1.40% 3年超から5年以内 年1.50% 5年超から10年以内 年1.60%	不要	原則として個人は不要、ただし法人は保証協会の定めによる	0.80%以内
	設備		10年以内（1年以内）				

- ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、上記保証料率に0.25%又は0.45%上乘せになります。（特別小口資金は除く）
- ※起業家育成資金の保証料率について、加須市商工会の会員、又は、加須市が交付する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書を取得された方は規定の保証料率から0.1%引き下げます。
- ※設備については土地、建物（事業資金を除く）、住宅、乗用車（一部の業種を除く）の購入は資金使途の対象外です。

保証料の助成と利子補給について

- 保証料助成 埼玉県信用保証協会に支払った**保証料の全額相当額（限度額30万円。ただし起業家育成資金は限度額50万円）**を助成。
- 利子の補給 金融機関に支払った**利子額の20%（ただし起業家育成資金は50%）**を助成。
※ 完済後の利子補給又は毎年利子補給のいずれか

融資の対象となる方

加須市内で1年以上同一事業を営んでおり、市税を完納されている中小事業者（起業家育成資金を除く）

ほか

各融資制度ごとに要件が定められています。ご利用前に、金融機関や市役所窓口へご相談ください。
利用には市の予算が伴うものであり、また、所定の審査があるため、希望に沿えないことがあります。ご了承ください。

取扱い金融機関

- ・埼玉りそな銀行 加須支店、騎西支店、栗橋支店
- ・武蔵野銀行 加須支店
- ・川口信用金庫 鷲宮支店、栗橋支店
- ・足利銀行 加須支店、古河支店
- ・埼玉縣信用金庫 加須支店、花崎支店、騎西支店

申込み・問合せ

- ・加須市役所 経済部産業振興課 TEL0480-62-1111